

山口県環境影響評価技術指針（原文縦書）

平成11年6月11日

山口県告示第414号

最終改正：平成25年3月29日

（趣旨）

第1条 この指針は、山口県環境影響評価条例（平成10年山口県条例第37号。以下「条例」という。）

第4条第1項の規定に基づき、同条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

（位置等に関する複数案の設定）

第1条の2 第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）の設定に当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置又は第一種事業等の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種事業等の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種事業等に係る施設等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

2 位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業等を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合は当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第1条の3 第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業等の内容（以下「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 事業特性に関する情報

イ 第一種事業等の規模

ロ 事業実施想定区域

ハ 第一種事業等に係る工事の実施（以下「工事の実施」という。）に係る計画の概要

ニ 工事の実施が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種事業等の目的に含まれるものの概要

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(4) 地形及び地質の状況

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的とする法令又は条例（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (8) その他の事項

2 前項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の選定）

第1条の4 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業等に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 工事の実施（第一種事業等の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種事業等の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

3 第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）

イ 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。）
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

- (1) 水質（地下水の水質を除く。）
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。）

- (1) 地形及び地質
- (2) 地盤
- (3) 土壌
- (4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価が行われるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価が行われるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 第1項の規定による検討は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）について、選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定）

第1条の5 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び第一種事業等が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第1条の8までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影

響を把握する手法

- 二 前条第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
 - 三 前条第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 次に掲げるような生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握する手法
 - イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であつて人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難であるぜい弱な自然環境
 - ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの
 - ハ 水源涵（かん）養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
 - ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であつて地域を特徴づける重要な自然環境
 - 四 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
 - 五 前条第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
 - 六 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法
- 2 前項の規定による手法の選定は、第1条の3の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
 - 3 調査、予測及び評価の結果について、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ前条第1項の規定による計画段階配慮事項の選定及び第1項の規定による手法の選定を追加的に行うものとする。
 - 4 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

第1条の6 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定

するものとする。

- 一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
 - 二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法）
 - 三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 第一種事業等の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
 - 3 第1項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
 - 4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

第1条の7 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）
 - 二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
- 2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項を、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。
 - 3 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要ときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

第1条の8 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。
- 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業等の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種事業等を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- 三 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 四 第一種事業等を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第2条 第1条の3の規定は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条第1項中「当たっては」とあるのは「当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で」と、同項第1号ハ中「計画」とあるのは「工法、期間及び工程計画」と、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第2条第1項において準用する前項第2号」と、「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第1条の3第1項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第3条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

- 一 工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）
- 二 工事の実施が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地等の存在及び供用」という。）

3 第1条の4第3項及び第4項の規定は第1項の規定による検討について、同条第5項の規定は第1項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「第1項」とあるのは、「第3条第1項」と読み替えるものとする。

4 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

第4条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第7条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第3項において準用する第1条の4第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目

汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目

陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定項目

地域を特徴付ける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。))及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目

景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目

人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第3項において準用する第1条の4第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目

廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

3 第1項の規定による手法の選定に当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第2条第1項において準用する第1条の3及び第2条第2項の規定により把握した事業特性

及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

- 4 第1項の規定による手法の選定は、第2条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合においては、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。
- 5 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。
- 6 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第5条 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意するものとする。

- 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- 二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- 三 調査地域 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
- 五 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 第1条の6第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第5条第1項第2号」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第5条第1項」と、「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法の選定を行うに当たって」と、同条第4項中「その他の当該情報の出自等」とあるのは「、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間は、季節による変動を把握する必要がある調査に係るものにあつてはこれを適切に把握することができるように、年間を通じた調査に係るものにあつては必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように、設定するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第6条 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

二 予測地域 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 供用開始後に定常状態になる時期、供用開始後に環境影響が最大になる時期（当該時期を設定することができる場合に限り。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 第1条の7第2項及び第3項の規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「その他の」とあるのは「、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、同条第3項中「とする」とあるのは「とする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。

3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合においては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

4 予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る評価の手法)

第7条 対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について

留意するものとする。

- 一 調査及び予測の結果並びに次条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- 二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、評価において当該基準又は目標を用いることとした考え方を明らかにし、かつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境保全措置の検討)

第8条 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

- 2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

(検討結果の検証)

第9条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

(検討結果の整理)

第10条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理するものとする。

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、

それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の予測の根拠及び当該代償措置の実施が可能であると判断した根拠

- 2 環境保全措置の検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行つたときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(事後調査)

第11条 次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施の間及び対象事業に係る土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- 四 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

- 2 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定すること。
- 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
- 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
- 四 必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

- 3 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。

- 一 事後調査を行うこととした理由
- 二 事後調査の項目及び手法
- 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- 四 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあつては、当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容
- 五 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- 六 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

- 4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

(方法書の作成)

第12条 条例第6条第1項第2号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象事業の種類及び規模
 - 二 対象事業実施区域
 - 三 前2号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、対象事業の背景、経緯及び必要性のうち当該事項に関する部分をできる限り明らかにするものとする。
 - 3 条例第6条第1項第3号に掲げる事項の記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。
 - 4 第1項第2号及び前項に規定する事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
 - 5 条例第6条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
 - 6 条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合には、方法書にその旨を明らかにするものとする。

（準備書の作成）

第13条 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象事業の種類及び規模
 - 二 対象事業実施区域
 - 三 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前条第2項の規定は、前項各号に掲げる事項の記載について準用する。
 - 3 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第6条第1項第3号に係るものの記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）及び必要に応じ関係する地方公共団体、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第2条第1項第2号の規定の例により区分して行うものとする。
 - 4 第1項第2号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
 - 5 前条第5項の規定は、条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。
 - 6 条例第14条第1項第6号イに掲げる事項の記載に当たっては、第5条第2項において準用する第1条の6第4項、第6条第2項において準用する第1条の7第2項及び第3項、第6条第4項並びに第7条において明らかにできるようにするものとされた事項の概要、第5条第4項において比較できるようにするものとされた事項の概要並びに予測の前提となる条件と予測の結果と

の対応関係を明らかにするものとする。

- 7 条例第14条第1項第6号ロに掲げる事項の記載は、第9条の規定による検証の結果、第10条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する内容を記載して行うものとする。
- 8 条例第14条第1項第6号ハに掲げる事項の記載は、第11条第3項各号に掲げる事項を記載して行うものとする。
- 9 条例第14条第1項第6号ニに掲げる事項の記載に当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようにとりまとめるものとする。
- 10 条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、準備書にその旨を明らかにするものとする。

(評価書の作成)

第14条 前条(第10項を除く。)の規定は、条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

- 2 条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(措置状況報告書の作成)

第15条 措置状況報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業者等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業が実施され、又は実施されようとする区域
- 四 工事の実施の状況又は土地等の存在及び供用の状況
- 五 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法(既に講じられたものに限る。)
- 六 事後調査を行った場合にあっては、事後調査の結果
- 七 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 八 専門家等の助言を受けた場合にあっては、その内容と専門分野等(可能な限り専門家等の所属機関の種別を含めるものとする。)

- 2 前項第5号に掲げる事項の記載に当たっては、評価書に記載した事項と異なる場合にあっては、その理由を明らかにするものとする。

- 3 第1項第6号に掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- 一 環境影響評価の結果との比較検討の結果
- 二 事後調査の項目又は手法が評価書に記載したものと異なる場合にあっては、その理由
- 三 事業者等以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合にあっては、当該事業者等以外の者との協力又は当該事業者等以外の者への要請の方法及び内容

(都市計画対象事業)

第16条 第1条の2から前条まで(第12条第6項及び第13条第10項を除く。)の規定は、条例第36条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合について適用する。

(対象港湾計画)

第17条 対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価を行うに当たっては、港湾計画に定められる事項の精度を考慮し、これに応じた項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

2 第1条の3(第1項第1号ハを除く。)、第1条の4第3項、第1条の6第2項から第4項まで、第1条の7第2項及び第3項、第2条第2項、第3条から第11条まで(第3条第2項第1号及び第3項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第3項、第10条第2項後段並びに第11条第3項第5号を除く。)並びに第13条から第15条まで(第13条第1項第3号及び第10項を除く。)の規定は、条例第42条第1項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第1条の3第1項第1号イ中「第一種事業等の規模」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積」と、同条第2項中「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と、第1条の4第3項中「第1項」とあるのは「第17条第2項において準用する第3条第1項」と、第1条の6第2項中「前項第2号」とあるのは「第17条第2項において準用する第5条第1項第2号」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第17条第2項において準用する第5条第1項」と、「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、第1条の7第2項中「その他の」とあるのは「、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、同条第3項中「とする」とあるのは「とする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と、第2条第2項中「前項」とあるのは「第17条第2項」と、第4条第1項中「前条第3項」とあるのは「第17条第2項」と、第6条第1項第4号中「、期間又は時間帯 供用開始後に定常状態になる時期、供用開始後に環境影響が最大になる時期(当該時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間」とあるのは「又は時間帯 選定項目ごとの港湾環境影響を的確に把握できる時期」と、第11条第1項中「工事の実施の間及び対象事業に係る土地又は工作物の供用開始後の」とあるのは「港湾環境影響を的確に把握できる時期において」と、第13条第1項第1号中「対象事業の種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積」と、第15条第1項第1号中「氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称及び住所」と、同項第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称並びに対象港湾計画に定められた港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積」と、同項第4号中「工事の実施の状況又は土地」とあるのは「土地」と読み替えるものとする。

(法対象事業等)

第18条 第15条の規定は、実施に着手した法対象事業について準用する。

2 第15条の規定は、法対象港湾計画について準用する。この場合において、同条第1項第1号中

「氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称及び住所」と、同項第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「法対象港湾計画の名称並びに法対象港湾計画に定められた港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第4号中「工事の実施の状況又は土地」とあるのは「土地」と読み替えるものとする。

附 則

この指針は、平成11年6月12日から施行する。

附 則（平成18年告示第503号）

この規程は、平成18年9月30日から施行する。

附 則（平成25年告示第138号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。